【2019 年 4 月-7 月に海外留学を開始する**学部生**へ】

日本学生支援機構奨学金

第二種奨学金(短期留学)の予約採用について

日本学生支援機構から、**2019 年 4 月～7 月**に海外の大学へ短期留学を開始する学部生を対象に、**第二種奨学金（短期留学）**の予約採用の募集がありました。

つきましては、申込条件に該当し、かつ貸与を希望する学生は、**「日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）予約採用　申込要項」**を入手し、申込手続を行ってください。

申込要項の配布：　学生部奨学課（戸山キャンパス・学生会館１階）

１．第二種奨学金（短期留学）の概要

①**奨学金の種類**：第二種奨学金（有利子　利率固定型 or 利率見直し型を選択）
※希望により留学時特別増額（一時金 10 万,20 万,30 万,40 万,50 万円から選択 有利子）を付与できます

②**貸与月額**　：2 万円～12 万円の範囲で 1 万円単位の金額から選択

③**貸与期間**　：留学期間（3 ヶ月以上 1 年以内、ダブルディグリーは 2 年以内の留学）

④**貸与始期**　：留学開始月（4 月～7 月）

⑤**その他**　：日本学生支援機構の第一種奨学金を貸与中の方は、所定の手続きをすることで、留学中も貸与を受けることが可能です。第二種奨学金も、留学中の継続貸与が可能ですが、本奨学金の貸与を希望する場合は「休止」となります。

２．申込（書類提出）受付締切日・場所

2019 年1月 11 日(金）締切　【厳守】

学生部 奨学課（戸山キャンパス・学生会館１階）

３．申込の条件

①**申込資格**：留学開始時期が **2019 年 4 月～2019 年 7 月**、留学期間が 3 ヶ月から 1 年以内の短期留学（ダブルディグリー等は 2 年以内の留学）であり、かつ下記のいずれかの留学形態であること。

●Double Degree Programs（DD）　●Exchange Programs（EX）
●Customized Study Programs（CS）　●大学に留学と認定された私費留学

※ただし、下記の場合は申込資格がありません。

・学籍が「休学」扱いの留学の場合
・第二種奨学金に既に採用されており、留学中も継続して交付を受ける場合
・第一種奨学金に既に採用されている者が、留学に伴う手続き（奨学課への書類提出）をしない場合

②**学力基準**：標準修業年限内で卒業見込みの人

③**家計基準**：家計支持者（父母両方）の収入・所得金額で判定します

④**その他**　：**採用**後、留学中に返還誓約書の提出が必要となります

2018 年 12 月　　学 生 部 奨 学 課